

『出張相談会』in 鎌ヶ谷市商工会

開催日：令和7年10月23日（木）

時 間：午前10時～午後4時

場 所：鎌ヶ谷市商工会（鎌ヶ谷市南初富6-5-60）

参加費：無料

申 込：要（参加申込票を商工会までFAX、メール、または郵送）

定 員：10社

この度、日本公庫は、鎌ヶ谷市商工会にて上記の日程で「出張相談会」を開催いたします。
「出張相談会」では、日本公庫の融資担当者が融資のご相談をいただいたお客さまとご面談します。

「出張相談会」はこんなにお得！

- ✓ 日本公庫まで足を運ばなくても、鎌ヶ谷市商工会で融資担当者とのご相談が可能です。
- ✓ 経営指導員が待機しているので安心してご相談をお受けいただけます。
- ✓ 決算書等※の資料をご持参いただければ、より具体的な相談が可能です。
※2期分をご用意ください

こんなご要望はありませんか？

- ✓ 材料価格高騰の影響で利益が減ってしまったので、運転資金を手当てしておきたい。
 - ✓ 従業員へボーナスを出してあげたいので、資金を準備したい。
 - ✓ 設備が老朽化したので、新しいものに買い替えたい。
- など、さまざまなご要望に「出張相談会」をご活用ください。

参加申込票

お名前（会社名・屋号）	代表者名
ご住所：	お電話番号：
業種：	
該当項目の□に「✓」を付けてください。	
☐ 相談会に参加を希望する。（ご希望の日時間帯をお選びください）	
時間帯 午前 ☐ 10：00～11：00 ☐ 11：00～12：00	
午後 ☐ 13：00～14：00 ☐ 14：00～15：00 ☐ 15：00～16：00	
☐ 担当者から電話をもらいたい。	
☐ パンフレットなど融資に関する詳しい資料を送ってほしい。	

ご記入いただいたお客さまの情報は、日本政策金融公庫および鎌ヶ谷市商工会が以下の利用目的の範囲内で利用いたします。

- 1 本相談会の実施・運営
- 2 アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- 3 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等（任意）

※上記3の利用目的に同意されない方は、右の□に「✓」を付けてください。□前3の利用目的で利用することに同意しません。

ご紹介する融資制度の例

資金名	小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)	質上げ貸付利率特例制度
ご利用 いただける方	商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている商工業者であって、商工会等の長の推薦を受けた方推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です 1 常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合 5 人以下)であること 2 原則として 6 ヶ月以上、商工会等の経営指導を受けていること 3 最近 1 年以上、同一商工会等の地区内で事業を営んでいること 4 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則としてすべて完納していること 5 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種等でないこと	新たに事業を開始後 3 ヶ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期と比較して 2.5%以上増加する見込みがある方(注2) (注1)雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めませんが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。 (注2)最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。
ご融資額	2,000 万円以内	各融資制度に定める利率－0.5% (ご融資日から2年間) (※)利率の下限は 0.3%
ご返済期間 (うち据置期間)	10 年以内(うち 2 年以内)	各融資制度に定める条件が適用されます。
担保・保証人	無担保・無保証人	各融資制度に定める条件が適用されます。

くわしくは、公庫ホームページ(<https://www.jfc.go.jp/>)をご覧ください。ご案内の融資相談会に参加をご希望の方は、表面の参加申込票に必要事項をご記入いただき、鎌ヶ谷市商工会へ FAX、メール、または郵送でお申し込みください。

郵送先:〒273-0123 千葉県鎌ヶ谷市南初富6-5-60 鎌ヶ谷市商工会 宛て

FAX:047-442-1493

メール:shoko@kamagaya.or.jp